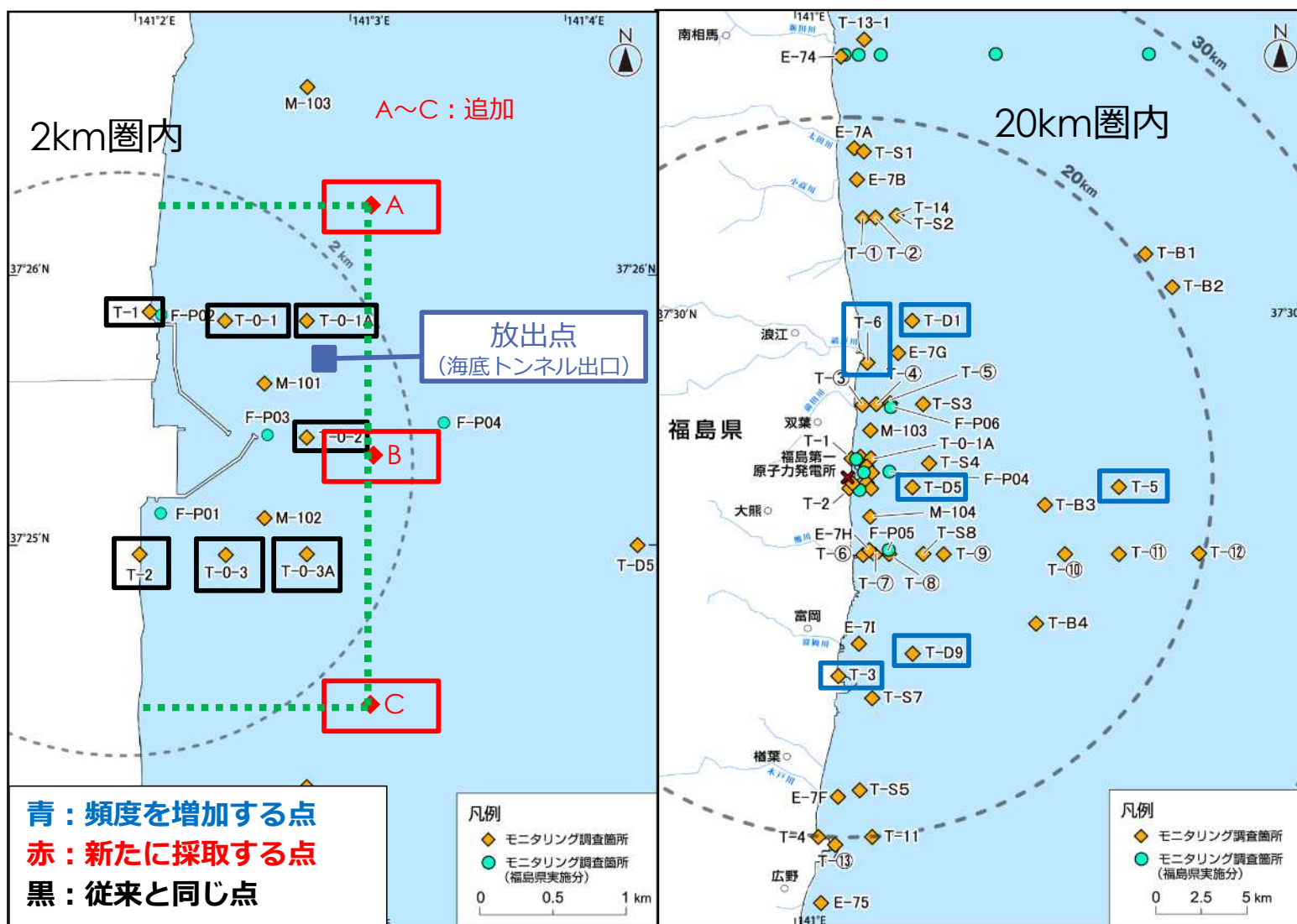


# 2-1. 海域モニタリング（計画）

- 海域へのトリチウムの拡散状況や魚類、海藻類への放射性物質の移行状況を確認するため、モニタリングを強化

対象	採取場所	測定対象	現在	変更（案）	備考
海水	港湾内	10ヶ所	セシウム：毎日 トリチウム：1回/週	セシウム：毎日 トリチウム：1回/週	放水立坑（放出端）は毎日実施
	2km圏内 （及び近傍）	7ヶ所	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	採取箇所3ヶ所を追加（計10カ所）
	20km圏内	6ヶ所	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/2週	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	トリチウムの分析頻度を倍増
	20km圏外 （福島県沖）	9ヶ所	セシウム：1回/月 トリチウム：0回	セシウム：1回/月 トリチウム：1回/月	トリチウムを追加
魚類	20km圏内	セシウム 134,137 ストロンチウム トリチウム	セシウム：1回/月（11ヶ所） ストロンチウム：四半期毎 （セシウム濃度上位5検体） トリチウム：1回/月（1ヶ所）	セシウム：1回/月（11ヶ所） ストロンチウム：四半期毎 （セシウム濃度上位5検体） トリチウム：1回/月（11ヶ所）	現在は、11ヶ所で魚を採取しセシウムを分析、うち1ヶ所でトリチウムを分析、変更後は他の10ヶ所においてもトリチウム分析を追加
海藻類	港湾内	セシウム 134,137	セシウム：3回/年（1ヶ所）	セシウム：3回/年（1ヶ所）	3月、5月、7月の年3回実施
	港湾外	セシウム 134,137 ヨウ素129 トリチウム	セシウム：0回 ヨウ素：0回 トリチウム：0回	セシウム：3回/年（2ヶ所） ヨウ素：3回/年（2ヶ所） トリチウム：3回/年（2ヶ所）	港湾外2ヶ所を追加 3月、5月、7月の年3回実施 （生息域調査により検討）

# 2-2. 海域モニタリング（例：港湾内～20km圏内の海水）



- ☐ トリチウム分析点 (港湾内は全ての点で分析)
- ⋯ 日常的に漁業が行われていないエリア ※  
東西1.5km 南北3.5km

※共同漁業権非設定区域

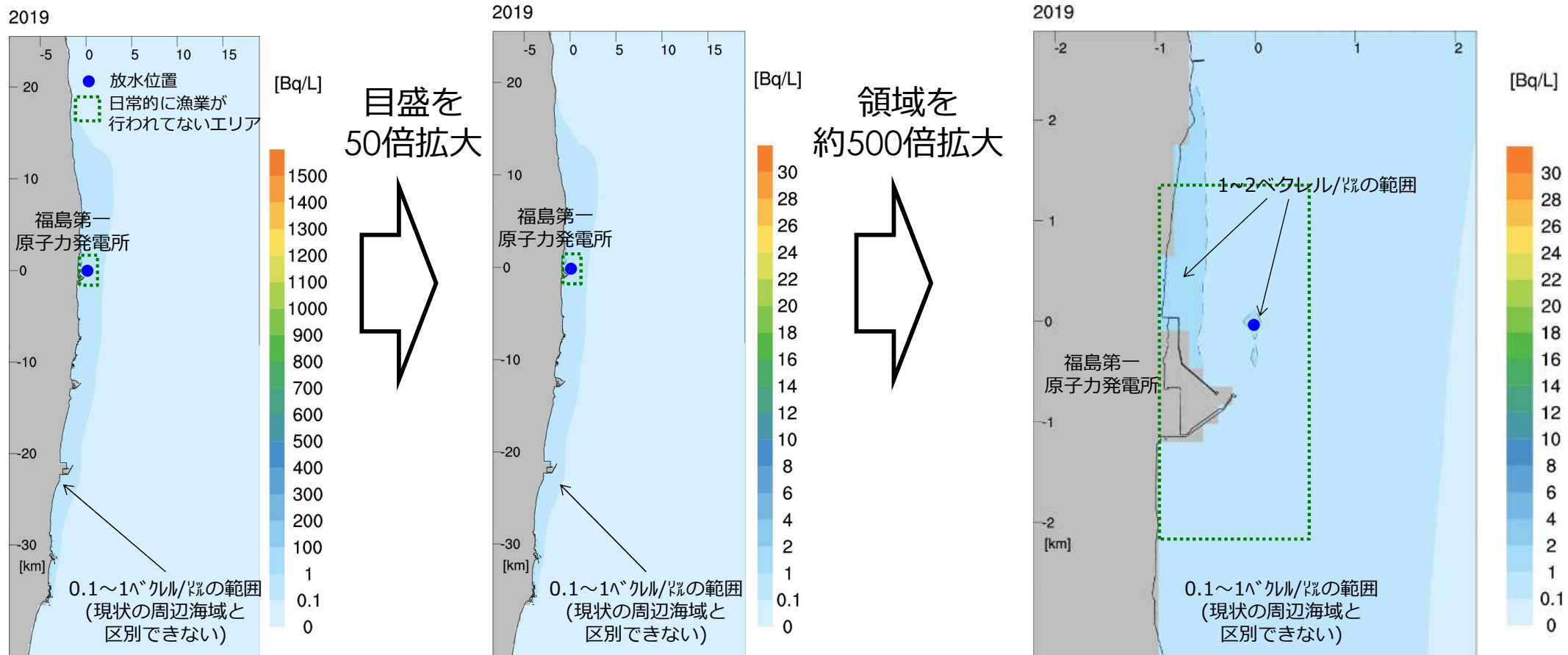
海域モニタリングの分析点の追加等は、政府のモニタリング調整会議等を踏まえて、別途検討する

# 海洋における拡散シミュレーション結果



2019年の気象・海象データを使って評価した結果、現状の周辺海域の海水に含まれるトリチウム濃度（0.1～1ベクレル/ℓ※）よりも濃度が高くなると評価された範囲（点線の内側の範囲）は、発電所周辺の2～3kmの範囲に留まる

※WHO飲料水ガイドライン10,000ベクレル/ℓの10万分の1～1万分の1



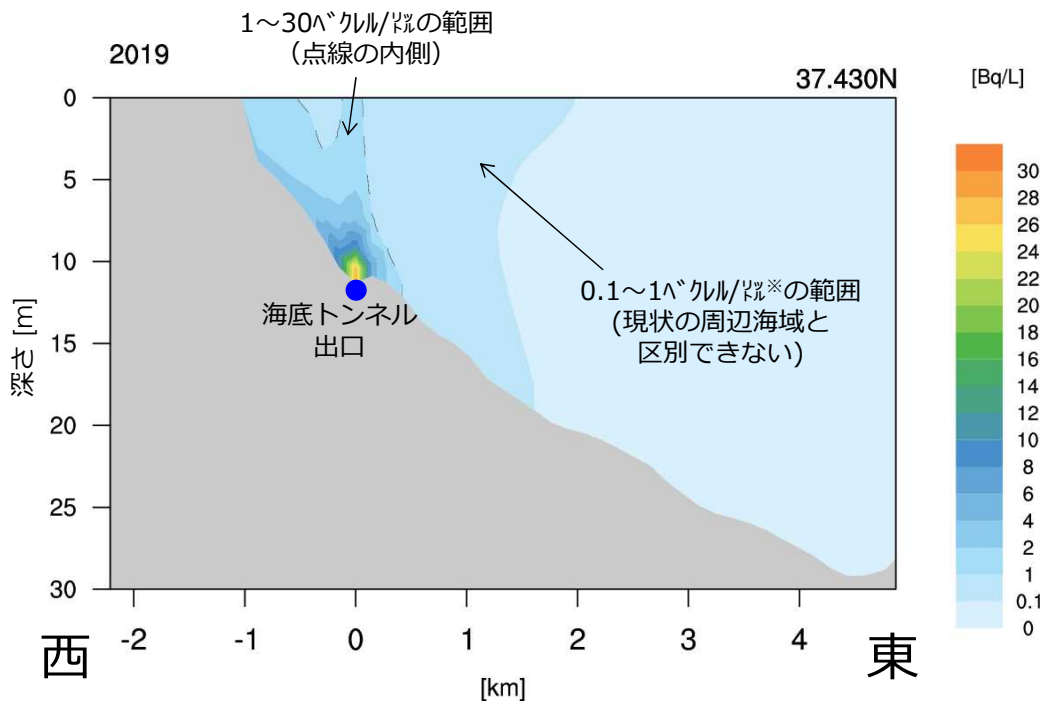
福島県沖拡大図  
(最大目盛30ベクレル/ℓにて作図)

発電所周辺拡大図  
(最大目盛30ベクレル/ℓにて作図)

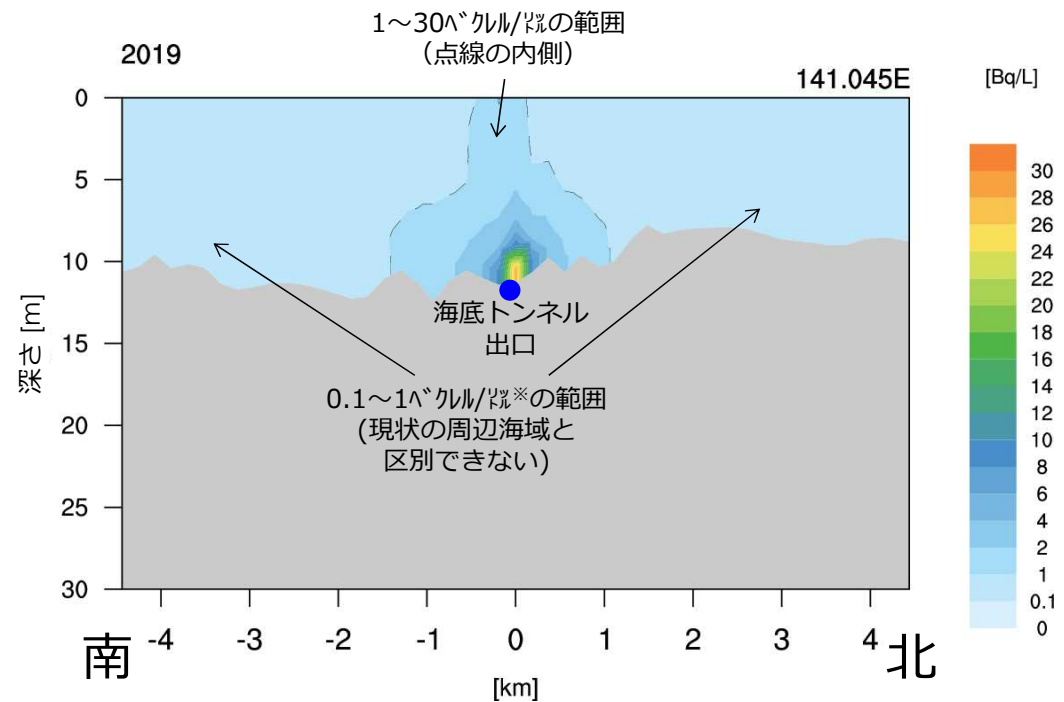
# 海洋における拡散シミュレーション結果（トンネル出口周辺） **TEPCO**

拡散する前のトンネル出口の直上付近では、30ベクレル/ℓ程度を示す箇所も見られるが、その周辺で速やかに濃度が低下

なお、トンネル出口の直上付近に見られる30ベクレル/ℓであっても、ICRPの勧告に沿って定められている国内の規制基準（6万ベクレル/ℓ）や**WHO飲料水ガイドライン（1万ベクレル/ℓ）を大幅に下回る**



トンネル出口東西断面図  
（最大目盛30ベクレル/ℓにて作図）



トンネル出口南北断面図  
（最大目盛30ベクレル/ℓにて作図）

※WHO飲料水ガイドライン10,000ベクレル/ℓの10万分の1~1万分の1